

都市内分権に関する小委員会

検討結果報告書

1 小委員会の所掌事務

地域審議会、地域自治区及び合併特例区の制度の適用等に関すること

2 委員

職名	氏名	区分
委員長	石田 和則	南足柄市副市長
副委員長	加部 裕彦	小田原市副市長
委員	池田 真一	南足柄市議会
〃	井原 義雄	小田原市議会
〃	奥津 博	南足柄市自治会長連絡協議会
〃	佐藤 廣理	
〃	木村 秀昭	小田原市自治会総連合
〃	川口 博三	
〃	森住 敏逸	南足柄市社会福祉協議会
〃	小野 康夫	小田原市社会福祉協議会
〃	武井 鈴世	南足柄市民生委員児童委員協議会
〃	市川 昭維子	小田原市民生委員児童委員協議会
〃	宗像 達也	南足柄市P T A連絡協議会
〃	富樫 栄広	小田原市青少年健全育成連絡協議会

3 会議の開催経過

(1) 第1回会議

【日時】平成29年3月15日（水）午後6時25分～7時15分

【場所】南足柄市役所

- 【概要】・委員長及び副委員長の選出
・検討事項の確認
・仕組みの概要についての確認
・検討スケジュールの確認

(2) 第2回会議

【日時】平成29年4月12日（水）午後1時55分～3時5分

【場所】神奈川県小田原合同庁舎

- 【概要】・法制度上の仕組みの効果と課題についての確認

(3) 第3回会議

【日時】平成29年4月24日（月） 午後1時55分～3時25分

【場所】南足柄市役所

【概要】・既存の仕組みの効果と課題についての確認

・最も望ましいと考えられる仕組みについての協議

(4) 第4回会議

【日時】平成29年5月18日（木） 午後2時00分～2時40分

【場所】神奈川県小田原合同庁舎

【概要】・協議会への報告（案）についての協議

※検討経過は、別紙のとおり。

4 検討結果

当小委員会では、合併により現在の南足柄市域が小田原市に編入された場合に生じ得る行政・地域間の連絡調整に係る懸念や課題の解消を図る方策を見出すことを目的として、法制度に基づく都市内分権の仕組みまたは法制度によらない独自の仕組みの導入について慎重に検討を行った。この結果、付託された事項については次のとおりとすることが適当であるとの結論を得た。

(1) 方針案

- ・市町村の合併の特例に関する法律第22条第1項の規定に基づき、合併前の南足柄市の区域に「地域審議会」を設置する。
- ・同条第2項の規定により、合併関係市町村の協議により定める事項その他必要な事項については、合併時までに両市の協議により定める。

(2) 理由

合併に際して、編入される地域における行政との連絡調整や住民の行政参加の機会をいかに担保するかという課題に対し、法制度によらない既存の仕組みは、広く全市的に市政全般に関する市民の意向を把握することに重きを置いて設けられているため、特定の地域の意見を聴取し、市政に反映させるという点では十分とは言えない。そこで、当小委員会では、このような課題の対応策として法により制度化された仕組みの活用を検討すべきであるとした。

法制度上の仕組みには、地域審議会、地域自治区及び合併特例区があるが、「行政と地域との緊密・円滑な連絡調整を保障する」という働きは先行例においても共通して確認されているところであることから、設置・運営コストを最も抑制できる「地域審議会」を設置することが適当であるとした。

なお、地域審議会の設置期間、構成員の定数、任期、任免、その他の地域審議会の組織及び運営に関する事項については、行政連絡機構として位置づける自治会組織や広報委員制度などの既存の仕組みの合併後のあり方を考慮して協議すべきものと考える。

参考

○市町村の合併の特例に関する法律（平成16年5月26日法律第59号）抜粋

（地域審議会）

第22条 合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係市町村の区域で
あった区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮
問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会（次項に
おいて「地域審議会」という。）を置くことができる。

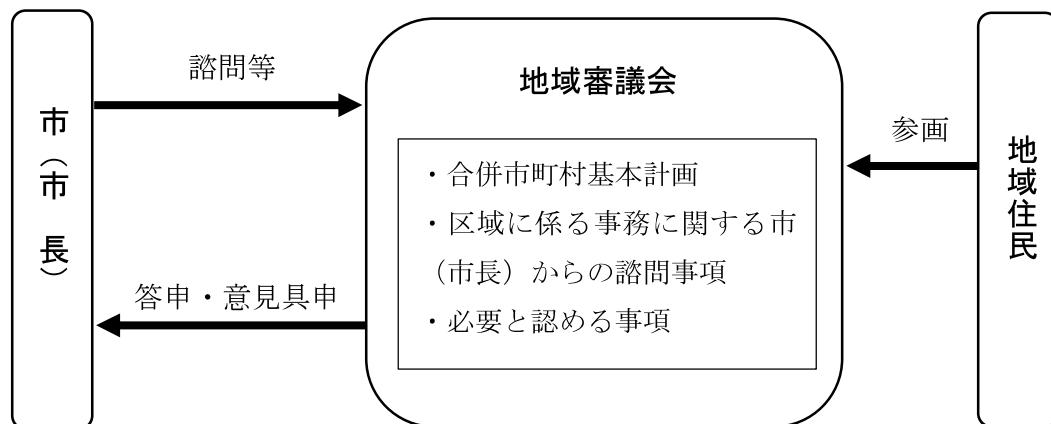
- 2 地域審議会の構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事
項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。
- 3 前二項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立し
たときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。
- 4 合併市町村は、第二項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれ
を定めなければならない。

都市内分権に関する小委員会 検討経過

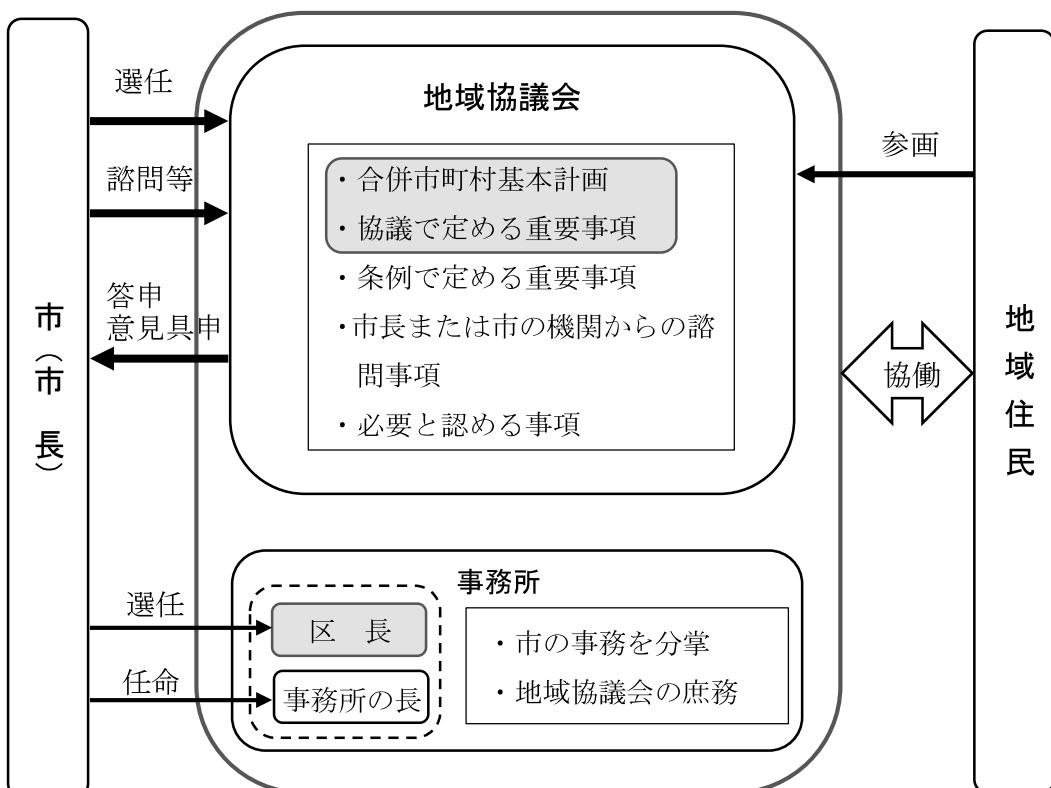
1 法制度上の仕組み

市町村の合併の特例に関する法律の規定に基づく仕組みは次のとおり。

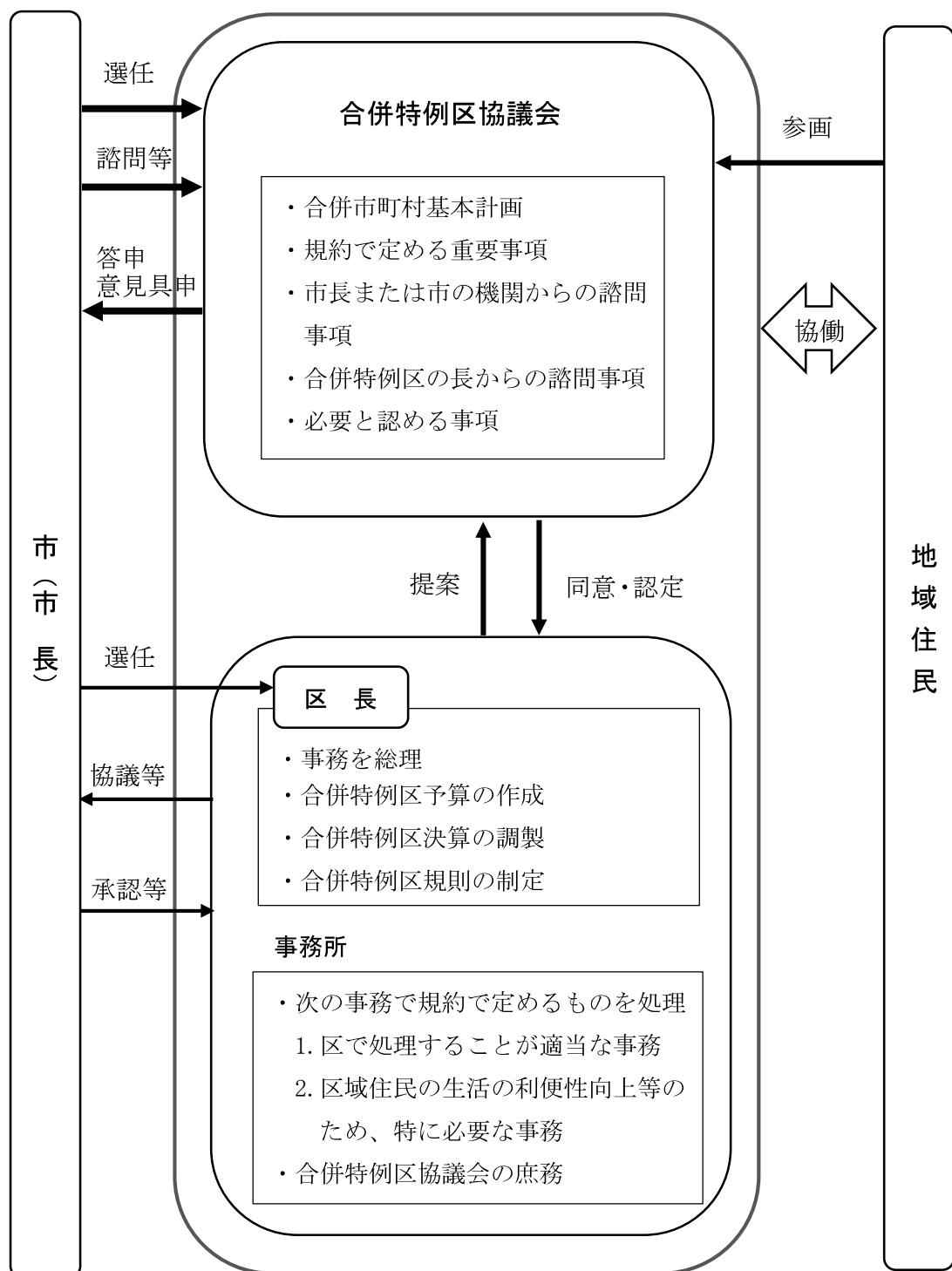
(1) 地域審議会



(2) 地域自治区



(3) 合併特例区



(4) 各制度における設置期間の比較

地域審議会	地域自治区	合併特例区
合併協議により定める期間 (設置事例の多くが10年以内)	合併協議により定める期間 (設置事例によると概ね5年～10年以内)	合併協議により定める規約において掲げる期間 (5年を超えることができない)

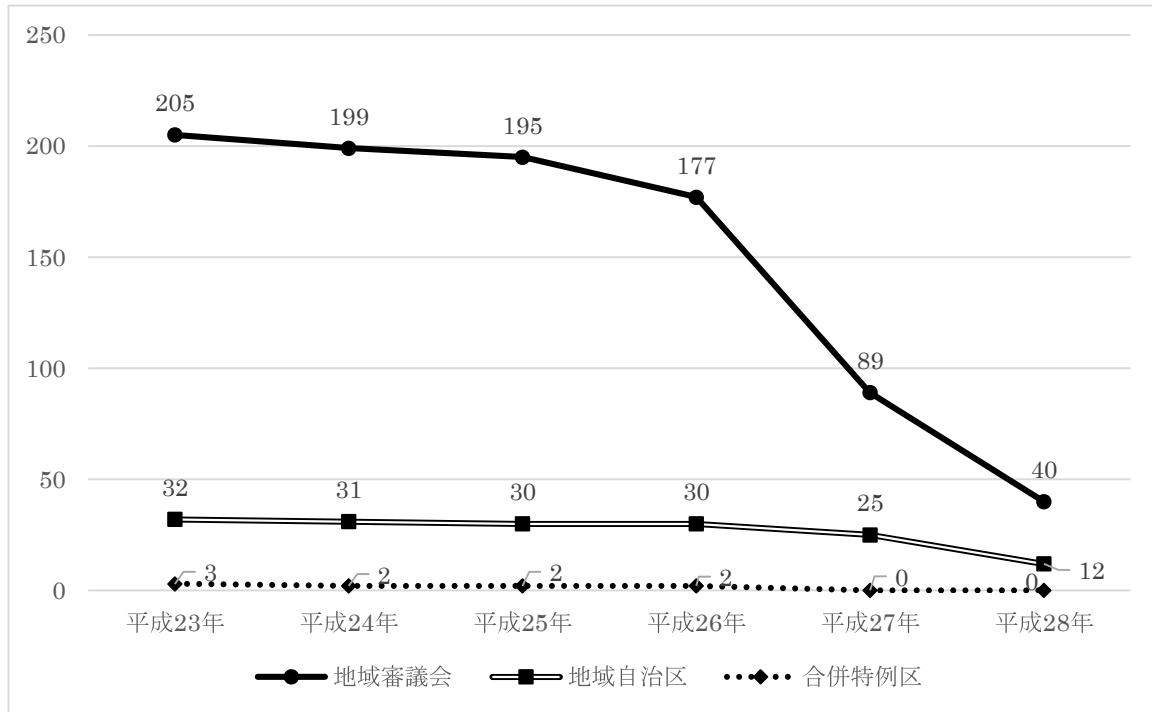
2 法制度上の仕組みの設置状況

(1) 指定都市、中核市、施行時特例市における合併時の設置団体数

(平成11年4月以降に合併した自治体)

合併事例数	地域審議会設置 団体数	地域自治区設置 団体数	合併特例区設置 団体数	未導入団体数
	89団体	42団体	9団体	7団体
				31団体

(2) 法制度上の仕組みを設置する自治体数の推移



※各年4月1日現在（総務省資料等により事務局にて作成）

3 法制度上の仕組みの効果と課題

(1) 法制度上の仕組みの効果と課題

		地域審議会	地域自治区	合併特例区
効果	総務省の実態調査(※)から	地域の課題についての検討や地域活動支援のための補助金の事業採択の審査など、自主的・自立的なまちづくりに向けて様々な取組を行うことができる。	自主的・自立的なまちづくりに向けて様々な取組を行うことができる。	
	その他		住居表示に区の名称を冠するため、合併前の市町村の名称を残すことができる。	公の施設の設置ができるため、地域に密接な関わりを持つ様々な施設を管理することができる。
課題	総務省の実態調査(※)から	全域的なテーマではなく、審議会の地域に限定した内容とする必要があるため、審議テーマが限られる。	運営方針や諮問事項等に留意する必要がある。	設置市町村数が少ないため、未集計
		地域の要望、陳情のみの場となる可能性がある。	新市との一体性と、各地域の独自性のバランスに留意する必要がある。	
		建設的な審議が行われるような情報提供と審議会運営が必要となる。	住民参加が行いやすいように工夫する必要がある。	
		市議会や各種審議会、既存の地域コミュニティ組織などとの組織や役割の違いの明確化が必要となる。		
	その他		事務所の設置により、経費がかかる可能性が高い。 区を廃止した場合に、住居表示の変更が生じる。	区長の必置及び事務所の設置により他の制度より最も経費がかかる可能性が高い。

※平成18年7月実施「地域審議会実態調査」「地域自治区実態調査」「合併特例区実態調査」

(2) 法制度上の仕組みを導入する場合の考察

- ・合併前の市町村域ごとに住民の代表による会議体を置くことにより、住民の意見をよりきめ細かく行政施策に反映させることができる。
- ・地域内のまちづくりという点では、仕組みによる効果や課題の差異はあまり見られない。
- ・合併前の市町村ごとに組織体が形成されるため、区域意識が温存され、合併後の市としての一体感を形成するまでの阻害要因となることが懸念される。
- ・一部の地区のみに設置された場合、地域振興策に差が生まれる可能性があり、市全体として公平性の観点から懸念がある。
- ・制度設置によるコストは、地域審議会、地域自治区、合併特例区の順に高くなる。

4 両市の既存の仕組み

(1) 各種計画や重要施策に関する取組

①パブリックコメントの実施

ホームページ等を通じ各種計画や条例素案等の公表及び意見募集

②附属機関への参画

各種団体代表や住民代表等で構成される各種計画の検討組織を設置

(2) その他の仕組み

①市長への手紙

手紙やインターネットなど様々な媒体により、市政に対する提案や要望等を市長に対し提出

②市長との集団広聴事業

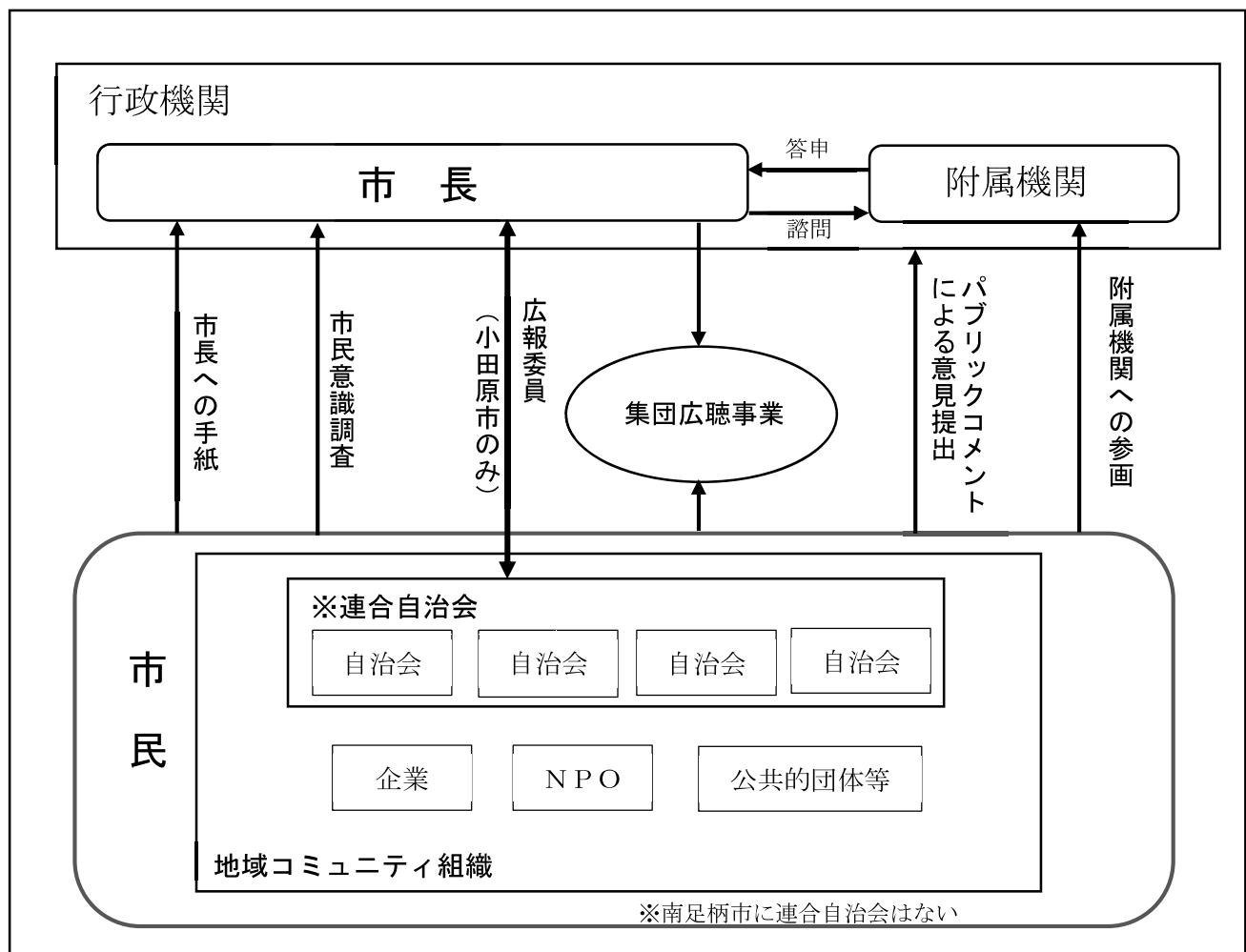
市民と市長がテーマに基づく懇談を行う。誰でも参加できる形式と、市民活動団体等を対象に行う形式で実施

③市民意識調査

市が今後実施する重点的な施策や市民が関心を持っている問題について、アンケート形式で市民の意向を把握

④広報委員制度（小田原市のみ）

地域住民へ市の方針や市が行う事業等の広報事項を広く周知するとともに、地域で抱える問題や市政に関する要望を行政に提供



5 両市の既存の仕組みの効果と課題

(1) 既存の仕組みの効果と課題

		効果	課題
各種計画や重要施策に関する仕組み	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> ・計画や条例の立案段階で意見を述べられるので、政策立案における参画機会が保障される。 ・意見に対して市の考え方や取扱いが明らかになるので、政策に対する透明性が確保される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・意見提出者数が少ない。
	附属機関への参画	<ul style="list-style-type: none"> ・附属機関の委員となることで、計画策定等に直接的に参画することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・委員になるための条件設定や選考は市が行うため、誰もが参画できるわけではない。

その他の仕組み	市長への手紙	<ul style="list-style-type: none"> 市民が市長に対して自由に意見や要望を言うことができる制度であり、それらを市政に反映させたり参考にしたりすることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 制度の趣旨に沿わない個人の相談や要望が多く、市政に反映しにくい。
	市長との集団広聴事業	<ul style="list-style-type: none"> 市民が市長と直接意見を交換することができるので、それらを市政に反映することができ、市政への参加促進にもつながる。 	<ul style="list-style-type: none"> 開催日、開催時間の都合や保育スペースなどの制約があり、必ずしも全ての市民が参加しやすい環境となっていない。
	市民意識調査	<ul style="list-style-type: none"> 重点的な施策に対する市民の意向を効率よく把握できるので、市政運営の基礎調査として活用できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 調査の結果が市の施策にどのように反映されたかがわかりづらい。 回答率が低いと、市民の意向を十分に把握することができない。 突発的な問題に対応する事が難しい。
	広報委員制度 (小田原市のみ)	<ul style="list-style-type: none"> 市の施策の情報提供について、地域の代表を通じて、地域住民への的確に伝えることができる。 各地域の課題や要望を的確に聴取することができ、地域コミュニティの市政参加を促すことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 自治会組織を活用する仕組みであるため、加入率の維持・向上が望まれる。

(2) 既存の仕組みの考察

- 「各種計画や重要施策に関する仕組み」の2制度は、特定の制度に対する意見の聴取という点では効果的だが、市政に対する一般的な市民意見を聴取するという目的には不向きである。
- 「市長への手紙」や「市長との集団広聴事業」は、市民の誰もが参加できる仕組みであるが、その意見や要望を市政に反映させるという点では限界がある。
- 「市民意識調査」は、重要な案件の意見聴取を行う場合に有効であるが、コストが大きく、意見集約に時間がかかるため、多用できない。
- 以上の既存の仕組みは、全市的な市民意見を聴取するものであるため、都市内分権の仕組みとして特定の地域の意見を聴取し、また調整を行うためには、運用上の工夫が必要である。
- 「広報委員制度」については、各地域の課題や要望を市に的確に伝えることができ、その反映結果のフィードバックもしやすいので、地域との連絡調整という点では有効な制度と考えられる。

6 最も望ましいと考えられる仕組みについて

これまでの協議を踏まえて、当小委員会として、次の理由により、現在の南足柄市域に法制度上の仕組みの一つである「地域審議会」を設置することが最も望ましいと結論付けた。なお、地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項について定める必要があるが、両市の自治会組織の現状と今後の動き及び広報委員制度といった既存制度の合併後における運用の検討を考慮し、慎重に協議すべきものであるので、合併時までに両市の協議により定めることとする。

- ・「法制度によらない既存の仕組み」については、広く全市的に市政全般に関する市民の意向を把握することに重きを置いて設けられた仕組みであることから、合併時に編入された地域の意見を聴取し、市政に反映させるという点では、十分とは言えない。
- ・南足柄市民の合併に対する不安感を解消し、地域内のまちづくりを推進するためには、地域意見を把握するための全市的な仕組みが定着するまでの期間、「法制度上の仕組み」を導入し、行政・地域間の連絡調整や住民の行政参加の機会を担保することが必要である。
- ・法制度上の仕組みには、地域審議会、地域自治区、合併特例区とあるが、「行政と地域との緊密・円滑な連絡調整を保障する仕組みの整備」を図る上では、3つの制度のいずれを選択しても効果は得られるので、両市の協議が行財政基盤の強化を大きな目的としていることを勘案すれば、設置・運営コストが最も抑制できる「地域審議会」を設置することが適当である。
- ・なお、地域意見を的確に反映できる小田原市の「広報委員制度」や、小田原市では既に全地域で制度化され、南足柄市でも導入に向けて動いている「地域コミュニティ組織」については、現在の小田原市において有効に機能しているので、現在の南足柄市の区域においても、積極的に導入を図っていけるように検討を進めていくことが必要である。